

指定訪問看護及び介護予防訪問看護 重要事項説明書

令和6年9月1日現在

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	株式会社 ORIGIN
代表者役職・氏名	代表取締役 福田 慎次
所在地・電話番号	埼玉県加須市志多見 344
法人設立年月日	令和1年12月3日

2 サービスを提供する事業所の概要

(1) 事業所の名称等

事業所名	訪問看護ステーション 結び
所在地	埼玉県加須市富士見町 8-60
電話番号	0480-48-6628
FAX番号	0480-48-6648
介護保険事業所事業所番号	1 1 6 3 8 9 0 0 7 6
通常の事業の実施地域※	加須市・久喜市・白岡市・宮代町・杉戸町・幸手市・蓮田市 伊奈町・上尾市・春日部市・さいたま市・羽生市・行田市 熊谷市

(2) 事業所の窓口の営業日及び営業時間

	時間帯
平日・土曜日	9:00～17:30
休業日	日曜日、祝祭日、12月30日～1月3日

(3) 事業所の勤務体制

職名	資格	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	看護師	1名	名	1名	管理業務兼訪問看護
訪問看護	保健師	1名	名	7名	訪問看護の業務にあたる
	正看護師	5名	1名		
訪問看護（リハビリ）	理学療法士等	2名	3名	5名	訪問リハビリの業務にあたる
事務職員	—	名	名	名	

3 当事業所の運営方針

- 事業の実施にあたって、利用者様である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者様の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 事業所の従事者は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、訪問看護計画を作成し、計画に沿って、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を図るものとする。
- 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

サービスの内容

1. 病状・障害の観察
2. 清拭・洗髪等による清潔の保持
3. 食事及び排泄等日常生活の世話
4. 床ずれの予防・処置
5. リハビリテーション
6. 認知症・精神疾患者の看護
7. 療養生活や介護方法の指導
8. カテーテル等の管理
9. その他医師の指示による医療処置

4 利用料金

■介護保険の場合■

■訪問看護費

要介護 基本料金	通常時間内	10割	1割	2割	3割	1単位 10.42円
看護師	20分以上30分未満	4,907円	491円	982円	1,473円	471単位
	30分以上1時間未満	8,575円	858円	1,715円	2,573円	823単位
	1時間以上1時間30分未満	11,753円	1,176円	2,351円	3,526円	1,128単位
理学療法士 言語聴覚士	1回あたり20分	3,063円	307円	613円	919円	294単位
	1回あたり40分	6,126円	613円	1,226円	1,839円	588単位
	1回あたり60分	8,263円	827円	1,654円	2,481円	793単位

■介護予防訪問看護費

要支援 基本料金	通常時間内	10割	1割	2割	3割	1単位 10.42円
看護師	20分以上30分未満	4,699円	470円	940円	1,410円	451単位
	30分以上1時間未満	8,273円	828円	1,655円	2,482円	794単位
	1時間以上1時間30分未満	11,357円	1,136円	2,272円	3,408円	1,090単位
理学療法士 言語聴覚士	1回あたり20分	2,959円	296円	592円	888円	284単位
	1回あたり40分	5,898円	590円	1,180円	1,770円	566単位
	1回あたり60分	4,439円	444円	888円	1,332円	426単位

■加算

介護予防加算	算定回数等	10割	1割	2割	3割	1単位 10.42円
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅰ	1月につき	3,647円	365円	730円	1,095円	350単位
<input type="checkbox"/> 初回加算Ⅱ	1月につき	3,126円	313円	626円	938円	300単位
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅰ	1月につき	5,210円	521円	1,042円	1,563円	500単位
<input type="checkbox"/> 特別管理加算Ⅱ	1月につき	2,605円	261円	521円	782円	250単位
複数名訪問加算(Ⅰ)	30分未満	2,646円	265円	530円	794円	254単位
	<input type="checkbox"/> 30分以上	4,188円	419円	838円	1,257円	402単位
<input type="checkbox"/> 退院時共同指導加算	1回につき	6,252円	626円	1,251円	1,876円	600単位
<input type="checkbox"/> 緊急時訪問看護加算Ⅰ	1月につき	6,252円	626円	1,251円	1,876円	600単位
<input type="checkbox"/> 看護体制強化加算Ⅰ	1月につき	5,731円	574円	1,147円	1,720円	550単位

□夜間・早朝加算 (夜 18 時～22 時/ 早朝 6 時～8 時)	通常料金× 125%					
□深夜加算 (22 時～翌朝 6 時)	通常料金× 150%					
□長時間訪問看護加算	1 回につき	3,126 円	313 円	626 円	938 円	300 単位
□ターミナルケア加算	当該月につき	26,050 円	2,605 円	5,210 円	7,815 円	2,500 単位

※介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

※平成 27 年 4 月の改定により、1 単位の単価が 10.42 円(地域区分 6 級地)となりました。

このため訪問回数によって、下記金額より数円変化する可能性がございます。

※理学療法士等の訪問におきましては 20 分以上/1 単位となりますので、40 分を超えた場合は 2 単位分の利用料金となります。また、1 日に 2 単位を超えて実施する場合は、90/100 の額にて請求いたします。

※初回加算は、新たに訪問看護計画書を作成したご利用者様に対し訪問看護を行った場合(過去 2 月間に当事業所を利用している場合を除く)に算定します。

※複数名訪問加算は、ご利用者様・ご家族様の同意を得て 1 人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合に、I 複数の看護師等が同時に指定訪問看護を実施、II 看護師等が看護補助者と同時に指定訪問看護を実施した場合に算定します。

※退院時共同指導加算は、病院等に入院入所している方が、退院退所するにあたり療養上必要な退院時共同指導を行い、その内容を文書により提供した場合に算定します。

■医療保険の場合■

■看護師・理学療法士等

	10 割	1 割	2 割	3 割	自立支援医療
訪問看護基本療養費 I (週 3 日まで)	5,500 円/回	555 円/回	1,110 円/回	1,665 円/回	555 円/回
週 4 日目以降	6,550 円/回	655 円/回	1,310 円/回	1,965 円/回	655 円/回
訪問看護管理療養費 (月の初日)	7,670 円/回	767 円/回	1,534 円/回	2,301 円/回	767 円/回
月の 2 回目以降	3,000 円/回	300 円/回	600 円/回	900 円/回	300 円/回

■加算

項目		10 割	1 割	2 割	3 割	自立支援医療
□長時間訪問看護加算	1 日/週	5,200 円	520 円	1,040 円	1,560 円	520 円
□退院時共同指導加算 (准看護師を除く)	初日の訪問日に 加算	8,000 円	800 円	1,600 円	2,400 円	800 円
□特別管理加算 I (別に厚生労働大臣が定める状態にあるご利用者)	1 月につき	5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円	500 円
□複数名訪問看護加算 (30 分未満は除く)	①看護師と看護師又は理学療法士 (1 日に 1 回)	4,500 円	450 円	900 円	1,350 円	450 円
	(1 日に 2 回)	9,000 円	900 円	1,800 円	2,700 円	900 円
	(1 日に 3 回以上)	14,500 円	1,450 円	2,900 円	4,350 円	1,450 円
	②看護師と准看護師 (1 日に 1 回)	3,800 円	380 円	760 円	1,140 円	380 円
	(1 日に 2 回)	7,600 円	760 円	1,520 円	2,280 円	760 円
	(1 日に 3 回以上)	12,400 円	1,240 円	2,480 円	3,720 円	1,240 円
③看護師と看護補助者 (週 1 日を限度)	3,000 円	300 円	600 円	900 円	300 円	
□24 時間対応体制加算	1 月につき	6,800 円	680 円	1,360 円	2,040 円	680 円

□緊急訪問看護加算	1日につき 月14日目まで	2,650円	265円	530円	795円	265円
	月15日目以降	2,000円	200円	400円	600円	200円
□夜間・早朝訪問看護加算 (夜18時～22時/ 早朝6時～8時)	1回につき	2,100円	210円	420円	630円	210円
□深夜訪問看護加算 (22時～早朝6時)	1回につき	4,200円	420円	840円	1,260円	420円
□訪問看護ターミナルケア 療養費1	当該月につき	25,000円	2,500円	5,000円	7,500円	2,500円
訪問看護ターミナルケア療 養費2	当該月につき	10,000円	1,000円	2,000円	3,000円	1,000円
□特別管理加算Ⅱ	1月につき	2,500円	250円	500円	750円	250円
□訪問看護情報提供療養費	1月につき	1,500円	150円	300円	450円	150円
□難病等複数回訪問加算	1日2回	4,500円	450円	900円	1,350円	450円
□難病等複数回訪問加算	1日3回以降	8,000円	800円	1,600円	2,400円	800円
□退院支援指導加算	1回につき	6,000円	600円	1,200円	1,800円	200円
□特別管理指導加算	1月につき	2,000円	200円	400円	600円	200円
□訪問看護医療DX情報活用加算	1月につき	50円	5円	10円	15円	5円

※自立支援医療制度をご利用で一定所得以下の場合、負担上限額が設けられています。

また、一定以上の所得がある方は制度の適用外となります。掲載料金は自己負担額です。

■プライベート訪問看護■ (自費サービス)

ご利用料金

サービス提供時間×時間単価+消費税+交通費

基本単価 8,000円/時間 (時間帯割増を適用) 交通費 200円/一回+消費税

平日 準夜帯	17時～22時	基本単価の15%割増
平日 深夜帯	22時～翌朝9時	基本単価の25%割増
土日祝日 日中	9時～17時	基本単価の15%割増
土日祝日 準夜帯	17時～22時	基本単価の25%割増
土日祝日 深夜帯	22時～翌朝9時	基本単価の35%割増
年末年始の全日	12/30～1/3	基本単価の35%割増

(1) キャンセル料

- ・サービス利用日の前日までは無料
- ・サービス利用日の当日：2,000円
- ・当日ご連絡がない場合：保険10割

(2) 交通費

上記2の(1)の通常の事業を提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、看護職員等が訪問するための交通費の実費をご負担していただくことがあります。

自動車を使用した場合の交通費は、次の額とします。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、10km未満 200円

通常の事業の実施地域を越えた地点から、10km以上 500円

なお、交通費の支払いを受ける場合には、利用者様またはそのご家族に対して事前に文書で説明した上で支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(3) 死後の処置料は、15,000円とする。

(4) 料金の支払方法

毎月、15日までに前月分の請求をいたしますので、その月の末日までにお支払いください。
お支払い方法は、原則的に銀行振込です。

5 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話またはご来所によりお申し込みください。当事業所の社員がお伺いいたします。
※居宅サービス計画（ケアプラン）の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

①利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の7日前までにお申し出ください。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了30日前に通知します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていた利用者様の要介護認定区分が、非該当（自立）と認定された場合
- ・利用者様が亡くなられた場合

④その他

- ・当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者様、ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、利用者様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了できます。
- ・利用者様が、サービス利用料金の支払いを2か月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合、または利用者様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

6 秘密の保持

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いませぬ。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者により病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
緊急連絡先 (家族等)	電 話 番 号	
	氏 名	
	電 話 番 号	

8 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者様がお住まいの市町村、ご家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。また、利用者様に対して当事業所の介護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

9 虐待防止のための措置

高齢者虐待防止法の実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、虐待防止に関する下記の措置を講じます。

- (1) 虐待防止委員会の開催
- (2) 高齢者虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待防止研修の実施
- (4) 専任担当者の配置

10 BCP に向けた取り組み

感染症や自然災害が発生した場合にあっても、利用者が継続して居宅介護支援の提供を受けられるように、業務継続計画を策定するとともに、当該計画に沿った研修及び訓練を実施します。

11 感染症の予防及びびまん延の防止のための措置

感染症の発生及びびまん延を防止できるよう、下記の措置を講じます。

- (1) 感染対策委員会の開催
- (2) 感染症及びびまん延防止のための指針整備
- (3) 感染症及びびまん延防止のための研修及び訓練の実施
- (4) 専任担当者の配置

12 ハラスメントの防止について

事業者は、職場内外におけるハラスメント（セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント）防止に向けた指針の作成、相談体制を構築し、ハラスメント対策を推進して参ります。

(1) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同事案が発生しない為の再発防止策を検討します。

(2) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。(3) ご利用者ならびにご家族などのハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合サービス中止や契約を解除することもあります。

- ① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- ② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。
- ③ サービス利用中職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。
- ④ 定期的に話し合いの場を設け、ハラスメント発生状況の把握に努めます。

安全安心な環境で質の高いサービスを提供できるよう、利用者・家族との信頼関係を築くためにもご協力をお願い致します。

13 サービス内容に関する苦情

- ① 当事業所の提供したサービスに対して、不満や苦情がある場合には、どんなささいな事でも構いませんので、次の窓口までお申しつけください。

事業所の利用者様相談・苦情窓口

電 話 0480-48-6628 F A X 0480-48-6648

受付日 月曜日～土曜日（祝祭日、12月30日～1月3日を除く）

受付時間 午前9時00分～午後5時30分

- ② 当社以外に、市町村・国保連合会の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

埼玉県国民健康保険団体連合会

介護福祉課 苦情対応係 相談窓口

電話 048-824-2568（苦情相談専用）

受付日 月曜日～金曜日（土・日・祝日は除く）

受付時間 午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※ 市町村の相談苦情窓口は別紙の市町村担当窓口をご参照ください。

利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日	
		結果の開示	1 あり 2 なし
	2 なし		

市町村の相談苦情窓口一覧

市町村名	部署名	電話番号
加須市	加須市役所 福祉部高齢者福祉課	0480-62-1111
久喜市	久喜市役所 福祉部 介護福祉課	0480-22-1111
白岡市	白岡市役所 高齢介護課	0480-92-1111
宮代町	宮代町役場 健康介護課 介護保険担当	0480-34-1111
杉戸町	杉戸町役場 高齢介護課 介護保険担当	0480-33-1111
幸手市	ウェルス幸手内 介護福祉課	0480-42-8444
蓮田市	長寿介護課 介護保険担当	048-768-3111
伊奈町	伊奈町役場 福祉課 介護認定給付係	048-721-2111
上尾市	上尾市役所 高齢介護課	048-775-6473
春日部市	春日部市役所 介護保険担当課	048-736-1111
さいたま市	さいたま市役所 介護保険課	048-829-1264
羽生市	羽生市役所 市民福祉部 高齢介護課	048-561-1121
行田市	健康福祉部 高齢者福祉課 介護保険担当	048-556-1111
熊谷市	熊谷市役所 長寿いきがい課	048-524-1398

令和2年4月現在